

※分からないことや詳しいことは、☎にお問い合わせください。

農作業標準雇用賃金・農地賃借料水準

☎ 農作業委員会事務局
☎ 63-1459

平成 26 年度の農作業標準雇用賃金 (参考)

平成 26 年度の農作業標準雇用賃金を次のとおり、決定しましたので、参考にしてください。

作業種目	単位	標準額	作業条件など
育苗 (10a 当たり 22 箱)	1 箱	540 円	種子代含む (稚苗)
耕起	一貫	10a 12,000 円	耕起～代かき
	一貫	10a 6,000 円	耕うん 1 回
機械田植	10a	8,500 円	補助員なし
刈取+乾燥+もみすり	10a	35,000 円	もみ運搬含む
機械刈取(カッターあり)	10a	20,000 円	
もみすり	30kg	350 円	未成熟米含む
かけ干し後の乾燥 +もみすり	30kg	650 円	未成熟米含む
生ごぎ後の乾燥 +もみすり(コンバイン)	30kg	850 円	未成熟米含む
出荷運搬料	30kg	100 円	

平成 26 年度の農地借地料情報 (参考)

平成 25 年中に締結 (公告) された荒尾市の賃貸借の賃借料水準です。農地の賃貸借の目安にしてください。

●平成 25 年の荒尾市の農地賃借料水準 (10a 当たり)

畑 (樹園地) は平成 25 年のデータ数が少ないため、平成 24 年の数値です。

部	締結 (公告) された地域名	平均値 (円)	最大値 (円)	最小値 (円)
田 (水田)	市内全域 圃場完了田	14,000	18,000	12,000
	市内全域 圃場未了田	9,048	12,000	6,000
畑 (普通畑)	市内全域 普通畑	10,471	12,000	10,000
畑 (樹園地)	市内全域 普通畑	23,894	40,620	7,168

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します

☎ 臨時福祉給付金対策室
☎ 57-8154

4 月からの消費税引き上げに伴い、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を支給します。申請先は平成 26 年 1 月 1 日に住民登録している市町村です。具体的な申請時期や手続きなどが決まり次第、広報あらおなどでお知らせします。

【臨時福祉給付金】

●対象 平成 26 年度分の市町村民税 (均等割) が課税されていない人

※自身を扶養している人が課税される場合や生活保護制度の被保護者になっている場合は対象外

※収入・所得がない人でも市県民税の申告をしていないと、対象にならない場合があります。

●給付額

- ・対象者 1 人につき 1 万円
- ・対象者のうち、高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者は 5 千円が加算されます。

【子育て世帯臨時特例給付金】

●対象

平成 26 年 1 月分の児童手当 (特例給付を含む) の受給者で、平成 25 年の所得が児童手当の所得制限に満たない人

※給付金の対象となる児童は平成 26 年 1 月分の児童手当 (特例給付を含む) の対象児童

※臨時福祉給付金の対象となる場合や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外

●給付額

対象児童 1 人につき 1 万円

給付金詐欺にご注意ください!

- ・市や厚生労働省などが ATM (銀行・コンビニなどの現金自動支払機) の操作をお願いすることはありません。
- ・ATM を自分で操作して、他人からお金が振り込まれることはありません。
- ・市や厚生労働省などが臨時給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めることはありません。
- ・現時点で、市や厚生労働省などが市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することはありません。
- ・ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員などがかたって電話がかかってきたり、郵便が届いたら、市か最寄りの警察署 (または警察相談専用電話 ☎ # 9110) にご連絡ください。

消費税の引き上げに伴い使用料・手数料を改定します

■ 家屋消毒手数料・一般廃棄物処理手数料

☎ 環境保全課環境業務係 ☎ 63-1370

●家屋消毒手数料

	改定前	改定後	
個人消毒	消毒する家屋面積 33㎡ (10 坪) まで	350 円	360 円
	16.5㎡ (5 坪) 増すごとに	175 円加算	180 円加算
集団消毒	消毒に使用する薬剤量	350 円 / 1ℓ	360 円 / 1ℓ

●し尿くみ取り手数料

	改定前	改定後
一般家庭	8.4 円 / 1ℓ	8.64 円 / 1ℓ
事業所	8.4 円 / 1ℓ	8.64 円 / 1ℓ
仮設トイレ (100ℓ 未満)	一律 840 円	一律 864 円
仮設トイレ (100ℓ 以上)	8.4 円 / 1ℓ	8.64 円 / 1ℓ

●直接持ち込みの料金 (指定ごみ袋に入れない場合)

	改定前	改定後
一般家庭	60 円 / 10kg	62 円 / 10kg
事業者	180 円 / 10kg	185 円 / 10kg

●指定ごみ袋・粗大ごみシール料金

改定前の料金で購入された指定ごみ袋と粗大ごみシールは引き続き利用できます。

	改定前	改定後
指定ごみ袋 (大:45ℓ)	450 円 / 10 枚	463 円
指定ごみ袋 (中:30ℓ)	300 円 / 10 枚	308 円
指定ごみ袋 (小:15ℓ)	150 円 / 10 枚	154 円
指定ごみ袋 (特小:8ℓ)	80 円 / 10 枚	83 円
指定ごみ袋 (事業者用)	1,300 円 / 10 枚	1,338 円
粗大ごみシール	400 円 / 1 枚	411 円

■ 上下水道料金使用料

☎ 企業局総務課 ☎ 64-3350

●上水道料金 (一般用)

	水量 (/ 1m ³)	改定前 (円)	改定後 (円)
基本料金	10m ³ まで	1,102.5	1,134
超過料金	11m ³ ~ 25m ³	152.25	156.6
	26m ³ ~ 50m ³	189	194.4
	51m ³ 以上	210	216

●下水道料金 (一般用)

	水量 (/ 1m ³)	改定前 (円)	改定後 (円)
基本料金	10m ³ まで	1,575	1,620
超過料金	11m ³ ~ 20m ³	189	194.4
	21m ³ ~ 30m ³	204.75	210.6
	31m ³ ~ 50m ³	225.75	232.2
	51m ³ 以上	241.5	248.4

●上下水道料金早見表 (改定後)

水量 (m ³)	上水料金 (円)	下水料金 (円)	合計 (円)	水量 (m ³)	上水料金 (円)	下水料金 (円)	合計 (円)
10	1,134	1,620	2,754	35	5,427	6,831	12,258
11	1,290	1,814	3,104	36	5,621	7,063	12,684
12	1,447	2,008	3,455	37	5,815	7,295	13,110
13	1,603	2,203	3,806	38	6,010	7,527	13,537
14	1,760	2,397	4,157	39	6,204	7,759	13,963
15	1,917	2,592	4,509	40	6,399	7,992	14,391
16	2,073	2,786	4,859	41	6,593	8,224	14,817
17	2,230	2,980	5,210	42	6,787	8,456	15,243
18	2,386	3,175	5,561	43	6,982	8,688	15,670
19	2,543	3,369	5,912	44	7,176	8,920	16,096
20	2,700	3,564	6,264	45	7,371	9,153	16,524
21	2,856	3,774	6,630	46	7,565	9,385	16,950
22	3,013	3,985	6,998	47	7,759	9,617	17,376
23	3,169	4,195	7,364	48	7,954	9,849	17,803
24	3,326	4,406	7,732	49	8,148	10,081	18,229
25	3,483	4,617	8,100	50	8,343	10,314	18,657
26	3,677	4,827	8,504	51	8,559	10,562	19,121
27	3,871	5,038	8,909	52	8,775	10,810	19,585
28	4,066	5,248	9,314	53	8,991	11,059	20,050
29	4,260	5,459	9,719	54	9,207	11,307	20,514
30	4,455	5,670	10,125	55	9,423	11,556	20,979
31	4,649	5,902	10,551	56	9,639	11,804	21,443
32	4,843	6,134	10,977	57	9,855	12,052	21,907
33	5,038	6,366	11,404	58	10,071	12,301	22,372
34	5,232	6,598	11,830	59	10,287	12,549	22,836
				60	10,503	12,798	23,301

※ 5 月検針分 (6 月請求分) から改定になります。
※ 4 月 1 日以降に水道の使用を開始・停止する場合は、企業局へお問い合わせください。